

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち基盤整備事業について、熊本市の例に統一する。
なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成 2 1 年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。
- 2 経済振興関係事業のうち農地・水・環境保全向上対策事業について、現事業期間中（平成 2 3 年度まで）は、現行のとおり継続する。
- 3 経済振興関係事業のうち次の事業については、5 年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。
 - ・生産体制強化対策事業
 - ・農業用廃プラ類処理対策協議会
- 4 経済振興関係事業のうち農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う
- 5 経済振興関係事業のうち企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

6 経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回		
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回		
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	次回以降		
38	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
39	標準小作料	経済振興部会	事務局		

40	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
41	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
42	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
43	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
45	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
46	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
47	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
48	農区長制度	経済振興部会	事務局		
49	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
50	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
51	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
52	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
53	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
54	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
55	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
56	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
58	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
61	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
62	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
63	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
64	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
65	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
66	償還金	経済振興部会	事務局		
67	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
68	治山事業	経済振興部会	事務局		
69	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
70	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
71	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		

商工・観光関係事業の取扱い

1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	1 基盤整備事業
協議内容	各事業の負担率について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成21年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 市 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 市 21% 地元 14% H17 年度決算 3,250 千円 H18 年度決算 30,122 千円 H19 年度決算 52,583 千円	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 町 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 町 10% 地元 25% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円
	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 市 17.5% 地元 5% H17 年度決算 50,968 千円 H18 年度決算 42,227 千円 H19 年度決算 27,575 千円	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 町 10% 地元 12.5% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 7,336 千円 H19 年度決算 140 千円
	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 市 19% 地元 6% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 町 10% 地元 15% H17 年度決算 8,800 千円 H18 年度決算 5,300 千円 H19 年度決算 10,000 千円
相 違 点 と 課 題	両市町の制度を比較した場合、受益者にとって地元負担割合が少ない熊本市の方が有利である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	2 農地・水・環境保全向上対策事業
協議内容	事業の今後の運営形態について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同・営農活動に対する助成 ・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う ・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う (費用負担) 国 50% 県 25% 市 25% 市負担額 33,561 千円 (対象地区) 15 地区 20 年度新規 1 地区 H19 年度決算 33,561 千円	本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同活動等に対する助成 ・ 町において、本事業の推進及び活動組織に対する指導助言を行っている。 ・ すべての活動組織の実績報告の作成を植木町土地改良区が受託し、履行確認は町が行っている。 (費用負担) 国 50% 県 25% 町 25% 町負担額 14,972 千円 (対象地区) 34 地区(内 1 地区は小学校校区単位) 20 年度新規地区 なし H19 年度決算 14,972 千円
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	3 生産体制強化対策事業
協議内容	農業生産対策の取扱いについて比較検討する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	生産体制強化対策事業 1. 目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。 2. 事業内容 ①みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営 ②各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援 ③農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援 (国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援) 3. 内訳 ①施設管理経費（10,900千円） ②各種団体助成経費（11,983千円） ○ 熊本市農畜産物出荷協議会 11,000千円 ○ 熊本県花き協会 376千円 ○ 熊本県野菜振興協議会 300千円 ○ 熊本地区木材需要拡大協議会 50千円 等 ③農作物鳥獣被害対策経費（1,110千円） 平成17年度決算 27,932千円 平成18年度決算 35,502千円 平成19年度決算 23,993千円	地域農業活性化事業補助 1. 目的 各種団体の様々な活動・地域農業者自らの発案と創意工夫による取り組みを支援し、育成強化を図り、地域農業の活性化を図る。 2. 事業内容 各種団体への組織活動、農業政策の周知・推進の活動並びに品質向上、生産体制の確立のための助成。（植木町農業振興補助金交付規則に基づく支援） 3. 内訳 ①各種団体助成（6,200千円） ○JA 鹿本 H.19 (H.20見込) 各種部会等育成事業補助 3,500千円（2,625千円） 地域農業活性化事業補助 2,700千円（2,025千円） ②有害鳥獣捕殺委託料（490千円） 平成17年度決算 6,390千円 平成18年度決算 6,390千円 平成19年度決算 6,690千円
相 違 点 と 課 題	土壌病虫検査室等の運営管理経費については、熊本市のみである。 植木町では、平成20年度に団体助成の一部を見直し、政策的補助に移行中である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	4 農業用廃プラ類処理対策協議会
------	----------	------	------------------

協議内容	植木町のみの制度も含んでおり合併後の新市の方針について検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会 1.目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。 2.会長 熊本市農協園芸部会 部会長 馬原民雄 3.人員 10名 4.構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会 5.補助金額 該当なし	植木町農業用廃プラスチック類処理対策協議会 1.目的 協議会は、町・農協・商工会・生産者が協力して農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生ずる諸種の弊害を防止し、生産環境の美化に資する。 2.会長 植木町長 藤井 修一 3.会員 43名 4.構成 議会代表、JA鹿本地区担当理事、商工会代表 植木町産業振興課、JA鹿本、農家組合長代表 嘱託員代表、農業委員代表 他 5.補助金額 平成17年度決算 130 千円 平成18年度決算 130 千円 平成19年度決算 130 千円
相違点と課題	植木町では組織運営支援補助金が設けられているが、熊本市では助成していない。 熊本市と植木町の協議会では業務が異なる。 事業については、JAとの関わりが深い為、別途JAを含めた調整が必要。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	5 農業振興地域整備計画変更
------	----------	------	----------------

協議内容	農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)時期について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。 2.全体見直し(変更年度:平成18年度) 平成23年度以降見直し予定 3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律 平成 17 年度決算 861 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円	1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。 2.全体見直し (変更年度:現在作業中、平成21年度終了見込) 3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律 平成 17 年度決算 0 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	1 企業立地促進事業
------	-----------	------	------------

協議内容	現在、両市町がそれぞれ独自に企業立地に関する支援制度を設定しているため、新市になった場合の制度のあり方について協議。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	企業立地促進事業 【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果が大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。 【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応 (1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業 (2) 交付内容 ①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分) ②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2 ③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円 ④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助 (3) 限度額 20億円(①～④の合計額) ◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く) 平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度決算 16,815千円	企業立地促進事業 【事業目的】 地域の産業振興を図る上で、地域経済への波及効果が大きく優良と認められる企業の立地を促進することで、産業の振興、雇用の拡大を図る。 【事業内容】 ○植木町工場等設置奨励条例等に基づく企業誘致 ・条例に基づく補助金制度で対応 (1)交付対象者 植木町内に工場等を新設又増設する企業 (2)交付内容 ①最初の年度において賦課された固定資産税額の1/2相当額(3ヵ年度分) ②事業の用に供する目的で取得した3千㎡以上の土地で取得価格の1/10相当額(限度額1千万円) ③新規常時雇用者1人あたり30万円(限度額300万円) ◇決算額(補助金のみ) 平成17年度決算 1,176千円 平成18年度決算 1,698千円 平成19年度決算 3,449千円 ・条例に基づく固定資産税の免除(3ヵ年) (1)交付対象者 農村地域工業等導入促進法に規定する総務省令で定める地区内に立地する企業 (第二正清地区・石川地区の2箇所)

		(2)免除内容 土地・家屋・償却資産に関するすべての固定資産税 ◇固定資産税の免除件数 平成 17 年度 0件 平成 18 年度 0件 平成 19 年度 0件
相 違 点 と 課 題	企業立地に対する支援制度について、交付内容は概ね類似しているが交付額等に相違がある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	2 中心市街地活性化対策事業
------	-----------	------	----------------

協議内容	中心市街地活性化のための支援についてどう取り扱うか
合併協議会協議結果 (調整方針)	現行のとおり継続する。

制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市		植 木 町
	1. 中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。 2. まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。 3. 城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。 平成17年度決算 9,500千円 平成18年度決算 11,500千円 平成19年度決算 16,000千円		1. 中心市街地商業活性化業務委託事業 中心市街地の都市再生に向けた土地区画整理事業推進、商店街の活性化を図るため、植木まちづくり株式会社への業務委託を実施。 (業務内容) ・区画事業進捗に合わせた街並み形成事業 ・テナントミックス拠点形成事業 ・商店街整備事業 ・中心市街地活性化協議会の運営 ・その他の事業 平成17年度決算 4,000千円 平成18年度決算 4,000千円 平成19年度決算 4,000千円
相違点と課題			

